

議案第37号

西脇市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日

西脇市長 片山 象三

(理由)

行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市行政手続条例の一部を改正する条例

西脇市行政手続条例（平成17年西脇市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p>	<p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (新設)</p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p>

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の最終後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができ、第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(1) (略)

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子式方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機方式による情報処理の用に供されているものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めらるるもの

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の最終後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができ、第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(1) (略)

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子式方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機方式による情報処理の用に供されているものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めらるるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。